

1 業務の名称

会津若松市新斎場整備基本計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、会津若松市新斎場整備基本方針（令和6年3月策定。以下「基本方針」という。）に基づき、新たな会津若松市斎場（以下「新斎場」という。）の整備を図るため、会津若松市が、新斎場整備に向けた施設整備の概要、施設運営の概要、民間活力導入可能性調査による最適な事業手法等を定めた基本計画を策定するにあたり、その策定に係る支援を受けることを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

4 参考資料

業務の遂行にあたっては、基本方針、本市の各種計画や各種規制、1/2500都市計画図、各種統計資料等を参照すること。

5 業務の内容

(1) 現状分析と課題の抽出

基本方針及び各種資料を基に、本市における火葬の実態など現状を分析の上、斎場整備の基本条件について整理・検討し、課題を抽出する。

ア 会津若松市の概況（市域、人口、死亡率及び火葬件数）

イ 現斎場の概要と火葬件数の推移

ウ 現斎場の課題の抽出

(2) 火葬需要予測と必要炉数の算定

基本方針及び各種資料を基に、将来の人口、死亡者数の予測及び現斎場の稼働状況、施設機能の実態等の把握・整理を行い、専門的知見と分析を加え、次に掲げる火葬需要予測、必要炉数等を算定する。

ア 予測期間の設定及び将来人口、将来死亡者数、最大年間火葬件数の予測

イ 新斎場における必要火葬炉数の算定

(3) 施設整備の検討・提案

新斎場について、基本方針及び上記(1)~(2)、並びに他自治体等の斎場整備の類似事例を参考、考慮し、施設整備に係る次に掲げる事項を検討し、その概要案を提案する。

また、現敷地内において現斎場による火葬業務を継続しながら、現敷地を拡張し新斎場整備を実施することの課題と対応について整理・検討すること。

ア 施設整備の基本的考え方

イ 敷地拡張範囲の設定、敷地の構成及び規模

ウ 施設の構成及び規模、建築計画及び外構計画（平面図、イメージパース等の作成を含む）

エ 火葬炉設備計画

オ 環境保全計画（環境基準等の整理及び環境保全目標値の設定）

カ 概算整備費の算出（現斎場を解体し更地とする経費も算出する）

キ 施設整備期間中の課題と対応

(4) 施設運営の検討・提案

上記(3)で検討した施設整備の概要を基に、新斎場の施設運営に係る次に掲げる事項を検討し、その概要案を提案する。

また、今後の斎場使用料改定に向けた検討に関し、支援を行う。

ア 新斎場の火葬オペレーション計画及び人員計画（必要な配置人員）

イ 新斎場の年間概算運営費の算出

ウ 今後の斎場使用料改定に向けた考え方や進め方に対する検討の支援

(5) 民間活力導入可能性調査

① 事業手法の検討

新斎場の建設及び維持管理・運営体制について、他自治体等の類似事例を参考、考慮し、適用候補となる事業手法の整理及び検討を行う。

② 想定事業スキームの策定

本事業で提供が想定される公共サービスについて、適切な官民の役割分担及び民間活力導入の対象範囲を検討し、本事業に適した事業スキームを策定する。

ア 導入が想定される事業スキームの策定（必要に応じて複数のスキームを策定）

イ 各事業方式の特徴と比較検討

ウ 施設整備において活用可能な制度（交付税措置等）の整理

エ 官民リスク分担の策定

③ サウンディング型市場調査の実施

民間活力を活用して実施する場合の条件（目的・条件、施設の維持管理・運営の考え方等）の整理を行う。

民間単独による開発や、民間活力を活用して実施することについて、上記(1)から(4)で検討した内容を民間事業者（調査対象事業者は本市と協議のうえ決定）に提示し、民間事業者の意見・要望・参加意向について調査を行い、結果の整理・分析と検討内容への反映を行う。

④ VFMの算定

資金調達条件等の前提条件を設定し、従来型公共事業の場合に公共側が負担するコストと民間活力を活用して実施する場合に見込まれる総事業費を算出し、VFMの算定を行う。

ア 従来型手法の場合の事業費の算定

イ PFI等手法の場合の事業費の算定

ウ VFMの算定

⑤ 最適な事業手法の提案

本事業への民間活力の導入について、上記①から④までの内容を踏まえ、定量的な評価、定性的な評価を加味した総合評価を行い、本事業をより効果的かつ効率的に実施することが可能な最適な事業手法を選定し、提案する。

(6) 市民等からの意見の反映

住民説明会、パブリックコメント等において寄せられた市民等からの意見に対する対応方策を検討する。

(7) 基本計画書（案）の作成

基本方針及び上記(1)～(6)での検討結果から課題を整理し、その対策の検討を行い、本事業の実施スケジュール案を含めた基本計画書（案）を作成する。

(8) 留意事項

① 施設整備に関しては、ユニバーサルデザイン及び省エネルギー化に留意すること。

② (3)イ「敷地拡張範囲の設定、敷地の構成及び規模」に関しては、市が同時期に別途発注予定の測量等業務と調整を図りながら検討すること。

③ 業務の遂行に当たっては、「会津若松市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」及び「会津若松市PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用ガイドライン」の規定に留意すること。

6 業務の実施条件

(1) 業務着手時の提出書類

受託者は、業務着手にあたり、下記の書類を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- ① 業務着手届（責任者及び主担当者の報告を含む） 1部
- ② 業務実施計画書 1部
- ③ 業務工程表 1部

(2) 本業務の遂行

本業務のスケジュールの遂行においては、受託者が発注者との打合せ後、発注者の承諾を得てから実施するものとする。

(3) 打合せ及び記録等

- ① 受託者が関与した本業務に関する打合せ、協議等については、速やかに議事要旨を作成し、検討結果や資料等を添えて発注者に提示するとともに、検討経緯が明確となるように整理した上で管理すること。また、発注者の庁内外の会議等における必要な資料の作成や、必要に応じて会議等への出席や説明補助等の支援を行い、当該事業の目的達成に向けたサポートを行うこと。
- ② 打合せ協議は、全体で6回程度実施することとし（対面もしくはWebによる）、初回、中間時、納品検査時は主担当者が対面で出席すること。その際、協議資料を必要部数作成すること。また、必要に応じて、電話や電子メール等で事務協議を行うこと（随時）。
- ③ 本業務の期間中、月1回程度の業務進捗状況の報告を行うこと。また、上記②とは別に、その他指定内容についての報告及び庁内会議用資料を10部作成すること（各3回程度）。

(4) 中間報告書等の作成

本業務において検討した内容を以下によりとりまとめる。

- ① 令和6年10月11日（金）まで
 - ・ 中間報告書（報告日時点でとりまとめ可能な内容全て） A4判10部
※敷地拡張範囲の設定及び民間活力導入可能性調査結果の案については必須とする。
 - ・ 上記の電子データ（CD-R等） 1枚
- ② 令和6年12月6日（金）まで
 - ・ パブリックコメント及び庁内検討に用いるため、この時点における基本計画書（案）を次のとおり提出すること。
 - ア 基本計画書（案） A4判10部
 - イ 基本計画書（案）概要版 A4判10部
 - ウ 上記の電子データ（CD-R等） 1枚
- ③ 適宜
 - ・ 都市計画決定（変更）に向けた協議に必要な各種資料
 - ・ 上記の電子データ（CD-R等） 1枚

7 成果品

成果品については、本市の検査を受け合格しなければならない。合格した全部の成果品を引渡した時点の本業務の完了とする。なお、本業務の成果品とその提出期限及び提出部数は次のとおりとする。また、本業務に係る成果品の著作権は、納入時に本市に帰属するものとする。

(1) 成果品の提出先

会津若松市役所 市民部 市民課

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-39-1229（直通） F A X：0242-28-4579

(2) 提出期限及び提出物等

令和7年3月21日（金）

- | | |
|-------------------|--------|
| ・ 基本計画策定支援業務報告書 | A4判1部 |
| ・ 基本計画書（案） | A4判10部 |
| ・ 基本計画書（案） 概要版 | A4判10部 |
| ・ 上記の電子データ（CD-R等） | 1枚 |
| ・ その他検討資料（CD-R等） | 1枚 |

8 その他

(1) 疑義等

本要求水準書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と受託者で協議の上確定させるものとする。

(2) 貸与資料

受託者は、業務に必要な関係書類資料を発注者から借用するものとし、資料借用中は紛失・汚損などの無きよう取り扱い、業務完了後、速やかに発注者に返却するものとする。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知りえた事項については、他に漏らしてはならない。また、業務遂行上における記録物及び成果物についても、発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

(4) 調査のため、やむを得ず他人の土地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ土地所有者等の了解を得て、住民との紛争が生じないように十分に注意すること。

(5) 再委託の禁止

業務の一括再委託や主体業務の再委託は認めない。ただし、再委託の必要がある場合は、別途発注者との協議の上、決定するものとする。

(6) 関係法令等の遵守

受託者は業務の執行にあたり、市の定める条例及び規則並びにその他関係法令を遵守しなければならない。また、会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。